

岩手県告示第6号

休猟区の指定（平成21年岩手県告示第802号）で告示した川井村小国休猟区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成22年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の川井村小国休猟区の区域の表示 宮古市地内の国道340号と市道江繫口線との交点を起点とし、起点から国道340号を北東に進み川井村小国銃猟禁止区域の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み市道建岩線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道尻石線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み摺石林道との交点に至り、同点から同林道を南東に進み宮古市と上閉伊郡大槌町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに南東に進み宮古市と遠野市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み市道大仁田新田線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに北東に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道江繫永田線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道江繫口線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から川井村小国銃猟禁止区域を除いた区域